

安楽川水系流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 本協議会は、「安楽川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、安楽川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第3条 協議会は、二級水系安楽川流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 安楽川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、流域治水に関して必要な事項

（幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容に

よっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。

- 2 事務局は、鹿児島県大隅地域振興局河川港湾課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和 年 月 日から施行する。

安楽川水系流域治水協議会 名簿

曾於市長

志布志市長

都城市長

気象庁 鹿兒島地方气象台 気象防災情報調整官

鹿兒島県 環境林務部 森づくり推進課長

鹿兒島県 土木部 河川課長

鹿兒島県 土木部 参事兼砂防課長

鹿兒島県 土木部 都市計画課長

鹿兒島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室長

鹿兒島県 危機管理防災局 災害対策課長

鹿兒島県 大隅地域振興局 総務企画部長

鹿兒島県 大隅地域振興局 農林水産部長

鹿兒島県 大隅地域振興局 建設部長

宮崎県 県土整備部 河川課長

宮崎県 総務部 危機管理局長

宮崎県 都城土木事務所長

宮崎県 北諸県農林振興局長

安楽川水系流域治水協議会 安楽川水系幹事会 名簿

曾於市 総務課 総務課長
曾於市 建設課 建設課長
曾於市 耕地課 耕地課長
志布志市 総務課 総務課長
志布志市 建設課 建設課長
志布志市 耕地林務水産課 耕地林務水産課長
都城市 危機管理課 危機管理課長
都城市 維持管理課 維持管理課長
気象庁 鹿児島地方气象台 防災管理官
鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課 技術補佐
鹿児島県 農政部 農地整備課 技術補佐
鹿児島県 土木部 河川課 技術補佐
鹿児島県 土木部 砂防課 技術補佐
鹿児島県 土木部 都市計画課 技術補佐
鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室 技術補佐兼生活排水係長
鹿児島県 土木部 建築課 技術補佐
鹿児島県 土木部 建築課 住宅政策室 技術補佐
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課 課長補佐兼情報対策係長
鹿児島県 大隅地域振興局 総務企画部 総務企画課長
鹿児島県 大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課長
鹿児島県 大隅地域振興局 農林水産部 林務水産課長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 建設総務課長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 河川港湾課長
宮崎県 県土整備部 河川課 河川課長補佐
宮崎県 総務部 危機管理局 危機管理課長補佐
宮崎県 都城土木事務所 河川砂防課長

宮崎県 北諸県農林振興局 農村計画課長

宮崎県 北諸県農林振興局 農村整備課長

宮崎県 北諸県農林振興局 林務課長